

## 英国オリンピック代表チームによる事前キャンプ実施決定及び ホストタウン構想への登録について

平成 28 年 2 月 8 日、本市は、英国オリンピック委員会（以下、BOA※）、日本オリンピック委員会、川崎市、慶應義塾大学との間で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における、英国オリンピック代表チーム（以下、英国チーム）による、横浜市及び川崎市での事前キャンプの実施に関する覚書を締結しました。今後、実施に向けた具体的な協議を進めていきます。

また、平成 28 年 1 月 26 日、国が主導する「ホストタウン構想」において、事前キャンプを契機に、英国を相手国とする本市の交流計画が登録されました。今後、英国との間で、スポーツをはじめ、様々な分野における交流機会を創出していきます。 ※BOA=British Olympic Association

### 1 英国チームによる事前キャンプについて

#### (1) 覚書の内容

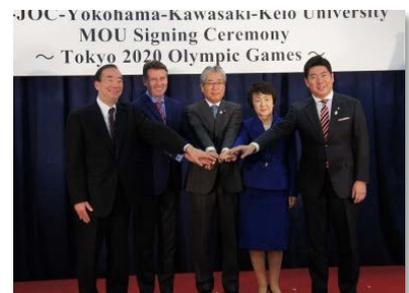
対象施設の特定、交流及びパートナーシップの促進等

#### (2) 市内対象施設

- ア 横浜国際プール（都筑区）
  - イ 慶應義塾大学日吉キャンパス体育施設（港北区）
- ※川崎市は、川崎市等々力陸上競技場

#### (3) 今後のスケジュール

英国の各競技団体による視察を踏まえ、BOAとの間で、各施設の利用内容、利用条件等に関する協議を進め、リオ大会以降に契約する予定です。



覚書締結式（味の素ナショナルトレーニングセンター（都内））



### 2 ホストタウン交流計画について

#### (1) 交流の例

ア 英国オリンピック選手等との交流
①市内若手アスリートと英国チームとの合同練習やコーチスタッフの交流
②事前キャンプ実施地域等での市民と英国選手との交流 ほか
イ 英国関係者等との交流
①駐日英国大使館と連携した英国のスポーツや文化を学ぶ事業
②日英両国のラグビー交流試合 ほか
ウ オリンピアン・パラリンピアンとの交流
①小学校等へのオリンピアン・パラリンピアンへの派遣
②パラリンピック競技普及に向けたパラリンピック競技体験会の開催 ほか

#### (2) 今後のスケジュール

BOA、駐日英国大使館ほか、川崎市、慶應義塾大学とも連携しながら、文化・芸術、経済、教育等の幅広い交流計画の検討を進め、実現に向けて取り組んでいきます。

《裏面：参考》

## < 参 考 >

### 1 事前キャンプについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する各国・各地域の選手団や競技チームが、大会期間前を中心に、選手のコンディション調整やパフォーマンスの維持・向上を目的に、任意に実施するトレーニングキャンプ。

### 2 ホストタウン構想について

#### ホストタウン構想推進要綱（内閣官房：抜粋）

##### 第1 目的

ホストタウン構想は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。

##### 第2 定義

本要綱において、ホストタウンとは、第1に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第3により登録を受けた団体をいう。

- ア 大会等に参加するために来日する選手等
- イ 大会参加国・地域の関係者
- ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン

##### 第3 登録の手続き

- (1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。
- (2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。
  - ア 交流の相手国に関する内容
  - イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容
  - ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容
  - エ その他交流の実施に必要と認められる事項
- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。

##### 第4 支援

###### (1) 事務局

事務局は、ホストタウンに登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。

###### (2) 関係府省庁による支援

関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストタウン構想推進に向けた支援を行う。